

令和3年度標準農作業労働賃金表

☆今年度の標準農作業労働賃金を下記の通り決めました。
頼む人も、働く人も、この基準をもとに相談して決めてください。
《注意》この賃金表は、農作業関係以外での使用はできません。

葛尾村
葛尾村農業委員会

◎「遊休農地・耕作放棄地」をなくしましょう

※進めよう農地の有効利用生産性の向上

1. 農作業労賃

作業名	料金	摘要
一般農作業	6,500円	午前8時から午後5時まで

2. 請負作業

作業名	単位	料金	摘要
耕起	10 a	5,500円	普通畑、普通田の基準です。
プラウ耕	10 a	7,000円	
代かき	10 a	6,000円	
機械くろぬり	1 m	50円	
田植機	10 a	5,500円	補助労力は、委託者側 隅植えを除く
田植機用育苗	1 箱	700円	中成苗 成育苗
バインダー	10 a	6,500円	結束糸含み よせ刈除く
ハーベスター	10 a	6,500円	補助労力は、委託者側
コンバイン	10 a	14,000円	刈取りまで。結束する場合は1,000円増し 未整理田については2割増し
コンバイン	10 a	18,000円	刈取りから乾燥まで、グリーンタック付1,000円増し。結束 は1,000円増し。未整理田については2割増し
粃すり	60 kg	700円	ライスグレーダー付き
乾燥のみ	60 kg	500円	乾燥仕上げ時 半乾燥仕上げは300円
モアー（草刈）	10 a	3,000円	
集草・反転	10 a	1,000円	各1回
梱包	1 束	120円	牧乾草1個当たり 15kg程度 ロールベアラー 1 個は4,000円(直径1mラップ付)

※転作田、特殊圃場、特殊作業、特殊条件等の場合は当事者間で協議のこと。

3. 葛尾村賃貸料情報

新たに契約又は更新された賃借料(10a当たり)は次のとおりです。(金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。)※データ数は集計に用いた筆数です。

区分 (単位 円/10a)	田の部 [村全域]	畑(普通畑)の部 [村全域]
	平均額	平均額
令和2年	6,800	4,200

※ 改正農地法の施行により、標準小作料制度は廃止されました。今後は、農地の賃借料情報が提供されますので、これらを参考に双方で協議してください。

◎ 農地の有効利用に努めましょう。

農地を貸したい人、借りたい人の間を調整し、権利設定・移動計画をまとめ、「農地利用集積計画」を作成し、農業委員会を経て公告することで安心して貸し借りが出来ます。ぜひご相談下さい。
＜連絡先: 葛尾村地域振興課地域づくり推進係 0240-29-2113＞

★農地法に基づく各種申請書は、毎月末日までに提出して下さい。

注意: 末日が、土・日・祝日と重なった場合、若しくは前日が業務休日の場合は、その前日までをお願いします。